

伊万里市 EV カーシェアリング促進事業 仕様書

1 事業名称

伊万里市 EV カーシェアリング促進事業

2 目的

現在、本市では脱炭素社会の実現に向け、様々な施策に取り組んでおり、この取組を市民や事業者へ波及させていくことが重要である。

脱炭素社会の実現に向け、本市における具体的な取組を進めるため、市の公用車に電気自動車（以下、「EV」という。）1台を導入し、原則、平日は公用車として、公用車として利用しない平日の時間外及び土日祝日は市民や観光客等へ貸し出すカーシェアリングを実施することでゼロカーボン・ドライブの実現へ繋げるとともに、市民のEV購入意欲の促進や二次交通の選択肢の拡充を図る。

3 事業期間

運用開始日から5年間（予定：令和6年10月1日から令和11年9月30日まで）

4 実施場所

伊万里駅前東駐車場（JR側）付近（佐賀県伊万里市新天町557-6付近）

5 事業内容

(1) EV1台の調達及びリース

ア 調達するEVの種別は軽乗用自動車とし、外部からの電力供給によって二次電池（蓄電池）に充電し、電池から電動機に供給する二次電池車とする。

イ 調達にあたっては、可能な限り「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）」を活用すること。

ウ 車両はカーナビゲーションシステム一式、フロアマット、スマートキー2個以上及び事故の損傷を軽減させるための先進的な安全装置を装備していること。

エ フル充電で市内を周遊できる十分な走行距離（約200km程度）を有していること。

オ 次に掲げるメンテナンスを付帯すること。

(ア) 定期点検（6か月ごと）

(イ) 法定点検

(ウ) 車検整備

(エ) 故障修理

(オ) タイヤ交換（パンク修理含む）

- (カ) 消耗品交換及び補充
- (キ) 車内外清掃
- (ク) その他安全走行に必要な点検及び修理

カ 事業者は次に掲げる費用を負担すること。

- (ア) メンテナンスに要する費用
- (イ) 自動車税
- (ウ) 自動車重量税
- (エ) 自動車保険料（任意保険・自賠責保険）

※任意保険について、車両時価、対人対物無制限、搭乗者 1,000 万円の補償内容を最低限含むこととする。

- (オ) 登録諸費用

(2) カーシェアリングサービスの運営

ア 原則、平日は伊万里市の公用車として、公用車として利用しない平日の時間外及び土日祝日は、市民や観光客等へのカーシェアリングサービスを提供すること。ただし、利用時間帯については発注者と協議のうえ決定するものとする。

イ カーシェアリングサービスの提供期間は令和 11 年 9 月 30 日（予定）までとし、その後の運用継続の是非等については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

ウ カーシェアリングサービス利用者の事故、トラブル及び忘れ物等の問い合わせに 24 時間対応すること（カスタマーセンターなど）。

エ 10 日に 1 回程度車両メンテナンス（洗車、空気圧等確認、車内清掃等）を行うこと。

オ カーシェアリングサービスの利用料金について、公用車利用時は無料とし、市民や観光客等へのサービス提供時は有料とすること。なお、料金設定については発注者と協議のうえ決定するものとする。

(3) カーシェアリングシステム構築及び運用

ア アプリによる予約管理、車両の施錠・開錠、利用者情報管理、充電量・走行可能距離確認機能、施錠時の充電忘れを防止する機能及び利用料金精算など、カーシェアリングサービス提供のため必要な機能を備えたシステムを構築し運用すること。

イ 決済方法はキャッシュレス決済とすること。

ウ 1 か月の利用状況のデータ（利用時間、利用者情報等）について、翌月 10 日までに発注者へ情報を提供すること。

エ 定期的なメンテナンスを行うこと。

(4) 駐車場及び充電器整備

カーシェアリングサービスの実施にあたり、必要な駐車場の整備と充電器を設置すること。なお、車両の充電に要する電気料金は発注者が負担するものとする。

ア 場所は「4 実施場所」のとおりとする。

- イ 充電器の調達にあたっては、可能な限り「クリーンエネルギー自動車の普及に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」を活用すること。
- ウ 車両1台分の駐車場、充電設備の整備及び九州電力の配電線から充電器専用の電源を引き込む工事を行うこと。
- エ 充電器については6kwとし、コントロールパイロット機能を有し、Bluetoothによりスマートフォンと機器連携ができるものとする。
- オ カーシェアリング用駐車場ということが一目でわかる舗装やペイント等を施すこと。
- カ 付近にカーシェアリング用駐車場への誘導看板を設置すること。
- キ 設備設置後から事業期間終了までの期間、正常な状態で使用できるよう維持管理を行うこと。

(5) 広報・PR

- ア カーシェアリングサービスの周知に向けた広報・PRを行うこと。
- イ 広報・PRの方法については、発注者と協議のうえ行うこと。

6 支払方法について

5年間で本事業に係る一切の経費（電気代を除く）を60月で割り戻した金額を使用料として毎月支払う。（毎月末を締め日とし、翌月支払う。）この場合、市は請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

7 損害賠償

- (1) 業務を行うにつき生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- (2) 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。賠償額のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が発注者の指示または貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

8 その他

- (1) 事業期間における駐車場及び充電器については、公有財産の使用を免除するものとする。
- (2) 受注者は、業務上知り得た事項を第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失及びき損の防止とその他適正な措置を講じなければ

ならない。

(3) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定めることとする。

9 担当部署（事務局）

〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1

伊万里市役所 総合政策部 企画政策課

電話：0955-23-2124（直通）

FAX：0955-22-7213

E-mail：kikaku@city.imari.lg.jp